開始している

力 に おける共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く) o) その後、 防 止及び被害者の保護等に関する法律に改められた。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律は、 をする関係にある相手方からの暴力及びその被害 同法は、 生活の本拠をともにする交際 平成二十六年一月に配偶者からの (婚 短関係 暴

者にも法律を適用する内容になっていた。

保護 き」の作成 変更は生じてい の 平 活動費 計 成二十六年四 画 に 改称 <u>の</u> ・配布、 部助 ない。 か つ計 月に県は、 自立支援の推進の一 成といった取組を新たに始めるなどした。 県は、 画内容を改定した。 市町 兵庫県配偶者等からの o) D V 環としてDV被害者の地域生活の定着や自立を支える民間支援団体 対策の促進の一環として「庁内D 同 計 画 は、 暴力 第 D V 一期計 画として扱われ、 対策基本計 V 画 対策連絡会議設置 を、 その 兵 自標、 庫 「県 D も第 V 防 期 運 正 営 計 被害者 0 画 手引 か 5

第五節 人権問題の複雑化・多様化への対応

## 二一世紀が人権の世紀になるために

人権問題の取組国連における 人 玉 |連は、 権 に関する活動に積極的 世紀を「人権 の世紀」とするため、「人権という普遍的文化」 に取り組んできた。平成十七 (二〇〇五) 年には「人権の主流 の構築を目指し、 化

約 0 (あ 審査を行うなど、 らゆる活動の中で、 (障害者権利条約)」 人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動を展開した。 の採択、 人権を最優先の考慮事項とする考え方) 人権理事会の設置など取組を推し進 を提唱し、 しめた。 十八年には 人権理事会では、 「障害者の権利に関する条 各国 の 人権

開 会のための多様性の尊重に力点を置くことが決議されたものである。 第四段階 で れ 第一、第二段階の取組の強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた。 執行官、 てた第 0 の第三段階 〔発目標」(SDGs)のゴール ための世界計画」を決議・採択した。 は二〇二〇年から二〇二四年の重点対象を また、「人権教育のための国連一〇年」(平成六年決議) 段階、 軍関係者 0 取組 の取 二十二年から二十六年までを高等教育とあらゆるレベ が、 組を強化するように呼びかけた。 に焦点を当てた人権研修を第二段階とした。 各国政府や国内・ (目標) 人権機関、 四・ターゲット七と連携させることを盛り込んだ。 同計画は平成十七年から二十一年までを初等・中等教育に焦点を当 「若者」として、 NGOなどから提案を踏まえ、 に引き続く取組として、平成十六年に、「人権教育 特に平等、 平成二十七年から三十一 さらに、 ルにおける教員、 人権と非差別、 この第四段階を 人権理事会で採択され 教育者、 年の第三段階では、 包摂的で平和 加えて、 「持続」 公務員、 これ 後には、 可能 た な社 法

が自らの権利を享受及び行使するとともに、 姿勢及び言動を養うものであると位置づけられた。 平成二十三年十二月には、「人権教育と研修に関する 他者 の権利を尊重し擁護できるよう、 国 [連宣言] を採択 じた。 同 冒 知識と技術を提供し、人々 一言では、 人 権教育は、 人々

日本の 啓発の取組 人権教育

我 啓発に関する基本計 が 国 「では、 、 人権教育及び人権啓発の 画 十四 年策定) に基づき、 推 進 に関する法律」

に係る施策を推進してきた。

月 に

は

基本

計

画を変更

新

(平成十二年施行)、「人権教育

また、 前 述 0 権 教育 と研 修に 関 す る国 |連宣 言 を受け、 平成二十三年四 人権

たに 北 朝 鮮当 局 に による拉 致 蕳 題等 が 追 加 され

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】 自分の人権を守り他の人の人権を 守るための実践的な行動 自分の人権を守り他の人の人権を 守ろうとする意識・意欲・態度 人権感覚 人権に関する知的理解 (価値·態度的側面/技能的側面) (知識的側面) 人権が尊重される教育の場としての学校・学級

人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等に

な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

て理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人

切さを認めること」ができるようになり、それが、様々

図 115 第3次とりまとめにおける人権教育の目標 (『人権教育の在り方について[第3次とりまとめ]【概要】』より作成)

0 が

工

夫・ わ

改善の考え方を示すとともに指導内容や指導

行

れた。

平成二十年には、

人権教育の指導方法等

「第二次とりまとめ

方法等の工夫・改善方策等を示す

次とりまとめ」(十六年)

に

続

き

+ の

八

年

に

指導

爭 第

·成十五年

-設置)

に

お 11

ては、

人権教

育

理念を示す

また、

「人権教育の指導方法

に関する調

査

研

究会議

を公表した。 方 法 この 0 実 「第三次とりまとめ」 践 事 例 などを紹介した では、 「第三次とりまとめ 権 0

ると整理された。 権 えようとする人権意識 でなく、 とともに 他者 人権を志向する人権感覚 0 人権 これに対応する学校での全体計 を大切 意欲 E É 態度 する実践 に が な 行動 り、 問 題 知 状況 的 に つ 分 理 なが を変 解 画 0 だ

æ

0

人権をめぐる課題は、

より一

層複雑化、

多様化が進んでい

る。

学習教材、 各種学校に 指導内容·方法 おける人権教育 (参加体験型等)、 0 把 握 検証 のため 教職員 平成二十年と二十四年に人権教育 ^ の 研 修プログラム等々が提示された。 0 推 進に 関 さらに調 ず んる取 **香会議** 組状 況

調査・分析して公表している。

然として解決 保護とエンパ 複雑化、 世界と日本の人権課題 多様化する ワー には メント、 至らず、 じめとして、 国連は、 ジ 北朝鮮などでの重大な人権侵害や拉致問題、 エ ンダー平等や女性の役割拡大などとい 世界人権宣言 人権問題への対応に取り組んできた。 (昭和二十三 (一九四八) 年) つ た新たな課題も生まれるなど、 女性や子ども、 以降、 しかし、 各種の人権条約の 貧困 障害者, Þ 飢 餓 などの 0 )採択 間 弱 題 世界 は をは 者 依 0

玉 ク シ 人に対する人権侵害、 我 がが ユ ア 玉 に ル お 15 ても、 ラスメントなど女性に関する課題、 病気や障害等を理由とする偏見や差別、 部落差別 同 [和問題) 等の多様な人権問 インター -ネッ ( V 題が存在してい トによる人権侵害、 じ めや子どもの貧困 . る。 イ 児童虐待、 ŀ ·ス ピ Ī チなど外 D V セ

四年)、 推 職業生活  $\frac{1}{1}$ に 進に 関 こうした状況に対応するため「ハン する法律 年施行)、 関する法律 に お め ける活躍 (ヘイトスピーチ解消法)」 防止 障害者虐待 (障害者差別解消法)」「本邦外出身者に対する不当な差別的 対策推進法」 の推進に関する法律 1の防 正 (二十五年)、 障害者の養護者に対する支援等に関する法律 セン病問題 「部落差別 (女性活躍推進法)」(二十七年)、 「子どもの貧困対策の推 の解 の解決の促進に関する法律 消 の推進に関する法律 :進に関する法律」(二十六年)、 「障害を理由とする差別 言動 (ハンセ (部落差別解消推進法)」 0 (障害者虐待防止法)」 解消に ン病問題基本法)」 向 けた取 組 「女性 0 解消 0 (平成 推 ずれ 進 0

ひろげよう

夕

写真 201

人権文化をすすめる県民運動

推進強調月間 8 1 ~ 31

こころのネットワ

る県民運動」

啓発協会提供)

称し、

取組を進めてきた。

また、

前述の

我が

玉

0

取

組

に

呼応し、

#### ヘイトスピ り調べ可視化法も 1 チ法成

年 5

も二十八年)等を施行し、

人権課題

の解決を目指

L

た施策を展

対

孫らに対する差別を助長、 応する法律の制定は初め 院本会議で可決、成立し 革関連の改正法が24日、 つけるなどした刑事司法改 録画(可視化)を一部義務 ピーチ」の解消に向けた推 ヘイトスピーチについ 法は「在日外国人や子 ヘイトスピーチに対 ていない などを求める。 察が通信傍受(盗聴)でき よる司法取引の導入や、 本では初めてとなる検察に 制の整備や人権教育の充実 国や自治体に対し、相談体 当な差別的言動」と定義。 会からの排除を扇動する不 るか侮蔑するなど、地域社 体に危害を加えると告知す 訟法などが改正された。日 刑事司法改革では刑事訴 罰則は設け から100日に短縮する民 がの改正案も可決され、参 る犯罪の対象拡大も盛り込 変わることになる。 判を取り巻く環境が大きく まれており、犯罪捜査や公 また、雕婚した女性の再

裁判決を受けたもので、 を超える再婚禁止期間は激 党は今国会での成立を目指 懲」とした昨年12月の最高 院に送られた。

ヘイ 立を報 じる新聞 聞

月24日)

トスピーチ解消法成 平成 28 (2016)

写真 200

人権文化をすすめ ポス (兵庫県人権

(朝日新 開し してい

兵庫県に る兵庫県の取組 人権課題 おお に対す いては、 複雑 て、 県民一人ひとりが、 世界 빉 多様 • 日本で様々 化 複合化する人権 な取 人権 組 蕳 題 が 進 0 讓 解 め 5 決を自ら 題

れ に

対

る中、

として推進するため、 0 課題として捉え、 人権文化の 平 成十六年に 醸 成に 県民 向 運 け った広が 動 0 名 称 ŋ Ó を あ 差 る 運 别 な 動

なくそう県民運 動 から 「人権文化をす ノすめ る 。県民運 動 に 改

各分野 0 施 策の中で対応を行って 61

くり条例」 1 きいきと生活できる社会を目指すため 女性 に 0 「兵庫県男女共同 61 て は、 男女が社会の対等な構成員として、 参 画 訐 画 に基 男女共同参 一づき、 女性 画 0 社会、 とも 能

け た 取 組を推進してい る。 ۴ メスティ ッ ク . バ イ ォ レ ン ス 防 正 に 向 け た意識 啓発

等を行 つ 7 15

発揮

0 促

進と環境整備

に

向

組 心を推 子どもに L 進めてい つ e J ては、 る。 また貧困家庭の子どもへの支援や児童虐待への対応等に取り 「兵庫県 ( V じ め 防 止基本方針」 (平成二十六年) に基づき、 13 ľ 組んでい め 問 題 解 る。 決 の た 8 の

取

通 病

じ、 間

正し

11 知識

の

普及啓発を進めてい

る

題

基本

法

0



ハンセン病啓発パ ンフレット

障

Ŧ

-七年四

月

Þ

V

ようご障害者!

福

祉

計

画

(平成二十七年三

教育

啓発に取り

組

んで

61

:害者につい

ては、

ひょうごユニバ

1

サ

ル社会づくり総合指

針 月

写真 202

一人については、

外国

人県民の人権尊重を基本に

据えた諸

施

策

Ļ

玉

[籍や民族等の

違

c J を認

め L

合

13

豊か

に

共

生す

る多文化

·校教室

育を セ

ハ

ン

制定を受け、 県 に お 13 て \$ 共生 を実施 などに基づき、 外国 成

社会の・ ポ ス タ 実現 1 Þ 元を目 ビデオに 指 す教育を よる広報、 推 進 講演会などの 7 61 る。 また前は ほ か、 述 学 0

性 5 す 決新たた ń 同一性障害等、 る総合推 に向けた県の取組たな人権課題の解 た。 以下に、 進指針」 性 61 莂 < を改定した。 明 平 に つ 起因 5 成二十八年三月、 か か ~を取 に 「する困 な り上 これ つ た 一げる。 難な状況 人権 に より 県 課 は、 犯罪被害者等、 題 に置か 0 近 多 年 ñ 様 の た人々 化等 人権 に 対応 を取 の問題などが、 拉 一致被害者等、 り巻く社会情 する ため、 新たな人権問題として位置づけ イ 兵 勢 ン 庫 の変化 タ 県 1 ネッ 人 権 Þ 教 ・県民 1 に 育 及 意 よる人権侵害、 識 び 啓 調 査等 発 に 関 で

### 犯罪被害者等

さらに ラ 犯 Ź 罪 再被害の不安や捜査 バ 被害者やその シ 1 侵害、 名誉毀! 家 族は、 ・公判過程での精神的 損 事件による生命や 平 穏な生活 この侵害 健康、 負 担 (二次的被害) や経済的負担、 財 産 を奪 われ など るなどの被害 の 7 スメディアによる過剰 人権 間 題 が 生 じて 次的被害) c s る。 な取材や報道、 を受ける。 そのため、

犯 とし 罪 :被害者等基本計 罪 って、 被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図ることを目的として、 犯 |罪被害者等の名誉や生活 画 が策定された。 毎年十一月二十五日から十二月一日まで の 配慮 0 重 妻性に つ c V て理解を深めることを目的 「犯罪被害者等基本法」 o) 週 間 を とした活動 犯罪被害者週 が Þ 展 開 犯

れ

てい

る ととも ご被害者支援センター 取 県では、 組 を推進するなど、 学校教育に 地 '域安全まちづくり条例」 お などの 教育や啓発に努 61 て Ŕ 関係機関 誰 b が Þ (平成 良間 め 犯罪 7 11 被害者等 团 十八年四月) 体 :と協働 に なる L に て、 犯 न |罪被害者等に対する支援を盛 能 情 性 報 を認識 の 提供、 させ、 相談 自ら 0 実施その 0 問 題として考えさせ 他の支援を行う り込み、 V ょう



写真 203 被害者支援 ジウ 4 (同センター提供)

## **、北朝鮮当局によって拉致された被害者等**

+ ため 重大 に 務として、 関 (権侵害 月十 す な人権 兵 九七〇年代から八〇年代に 0 八庫県関 る基本計 取 蕳 組 日 題 を推 拉 か 0 致問 侵害である。 係者も被害者とな 5 の 画 L 題等 進 六日まで 対処に関する法律」 8 に るとともに、 0 北朝鮮当局による拉致問題等」 啓発を図るよう努めることとされ を 平 成十八年 北 かか つ 朝鮮 ~けて、 た。 平 が施行され、 に 成二十三年 拉 八権 侵 北朝鮮 致 「拉致問 簡 害問 題 当 は 題そ 应 題啓発週 局 玉 月 玉 民 に 及び よる 0 に 0 は が 他 生 Ĭ 追加された。 地方公共 間 た 北 命 朝 خ 本 安全 権教育 鮮当 玉 人拉 で 団 て啓発 は 局 致 体 関 に が そし 啓発 よる 多 毎 0 わ 責 年



写真 204 (政府拉致対策 拉致問題啓発舞台劇

めるため、

県では、

拉致問題の真相解明及び解決に向けて、

県民の関心と認識を深

国等と共催で啓発週間に合わせた舞台劇やシンポジウムなどを

。また幅広い県民が協力し拉致被害者の生存と救出を願う「ブ

る。

識を深めるため、

啓発資料の作成

配布や各種

の広報活動が

展開

され

7

て、

拉致問題等の解決に向

けた、

幅広い

国民各層及び国際社会の

本部提供)

実施してい

. る。

ル

1

ij

ボ ン

運動」

や署名活動などを進めるほか、

学校教育におい

ても、

発

インターネットによる人権侵害

んでい

達段階に応じて拉致問題に対する理解を深めるなど、教育や啓発に取り組

様々な問題が発生してい 士 る表現が掲載され 活に必要不可欠なものになっている。その反面、 一によるい インターネットは、 わゆるネット たり、 誰でも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、 る。 個 11 人の じめが発生してい さらに、 実名や写真などの スマートフォンの急速な普及やソー る。 個 また、 インターネット上で他人を誹謗中傷する行為や、 人情報が流出 同和地区とされる地域の地名、 し回 収 が不可 ・シャ 能 ル・ネット に なるなど、 社会経済活動や日常生 画 ヮヿ |像や差別 キングサービ 人権 を助 子ども に 関 する 長 す 同

節六「ICT環境に翻弄される青少年」参照)。

ス

S N S

の利用拡大により、青少年が人権侵害の加害者や被害者になる事例も多発している

これらを防ぐためには、

インターネッ

ト利用者等に対して、

個

(第七章第

538

関心と認

20 40 80 (3LA%) イ きる上 対 連 るととも  $63.0 \\ 63.1$ ン 他人へのひどい悪口 (誹謗中傷) や 差別的な表現などを掲載すること す 携 タ 66.5 Z での 44.5 1 いったん流れた情報の訂正や 33.6 34.8 回収が難しいこと 柏 7 ネ 子 24.4 談 ブ に ッ 犯罪を誘発する場となっている ども 出会い系サイトなどがあること 42.0 0 1 口 窓 バ ス 他人のプライバシーに関する 28.8 情報を掲載すること  $\Box$ 0 イ 0 マ を設置 自 発 1 悪徳商法によるインターネット ダ 取引での被害があること 達 È 1 1 に 等 的 フ 第三者が無断で他人の 電子メールを閲覧すること より L オ に (新)リベンジボルノ(元交際相手の性的な画像 などを、相手の同意を得ることなく、仕返 しのためにインターネットの掲示板などに 公表する行為)が行われていること 7 そ È ン 相 誤 p 体 0 的 Ś 談 つ 情 差別を助長するような情報を た情 N な 0 報 掲載すること S 強 取 0 ポルノ画像など有害な 等を 化 報 組 削 ホームページがあること に が を 除 調査対象の未成年者の名前・ 取 容 推 利 な 顔写真を掲載すること ■ H30 年度調査 用 ŋ 易 求 進 (n = 1,338)0.7 0.7 0.8 組 その他 L す 8 H25 年度調査 Ź 拡 (n = 1,210)7 る 際 散 わからない 61 ■ H20 年度調査 な (n = 1.368)る。 0 3.5 2.8 学校や 無回答

学校

教育に

お

て

4

ネ

ッ づ

1

上

0

誹

中

傷・

ľ

め

不 61

適

切

な投稿

な

ネ

ッ

インターネットを悪用した人権侵害について 図 116 (『人権に関する県民意識調査結果報告書』より作成)

未 改

満

年

0

携

帯

電

話

契約

時

に

正 0 0

平

成二

年

に

ょ

ŷ,

61

理

解

を

め

た イ

め

0 シ

)啓発活

動

P Ź

0

名誉やプ

É

バ

1

に

関

す

Ĕ

育

充 た

実 深

に

努 Ź

め

る

必

葽

が

あ

め

県

では  $\overline{+}$ 

青

少年愛護条

例

保 歳 0

護

者

0 办

申

L

出

が

あ

る場

合を

7

フ

イ

ル か 0

タ 6 青

IJ

グ

を義務

ゖ

ま

家庭 で 関 と連 0 1 ・ラブ ル 携 ル 等 て情 を 防 報 など、 モ 止 ラ す ź ル 情報 た 0 指 8 社会を 導 関 を 徹 係機 底

7 11 適 る状況 切 な 対 を踏まえ、 応 に 努 イ 61 ン タ 1 平 ネ 成 ッ 1 0 九年 人権侵 は

め

7

る。

に

ま

るた、

悪

質

な

権

侵犯

事

案 ŋ

に

対

L

7

は

法

務

1

ル

づ

<

生

539

0

性とからだの性との不一

致

(Transgender:トランスジェンダー)」のそれぞれの頭文字を取ったものである。

# 〔性同一性障害等、性別に起因する困難な状況に置かれた人々〕

G 取 扱 感じているか 正法で条件緩和)。 扱い 61 ズビアン )」「G:男性の同性愛者(Gay:ゲイ)」「B:両性愛者(Bisexual:バイセクシャル)」「T:こころ BT」等と呼ばれることがあるが、それらは一般的に次のことを指してい 性 の特例に関する法律」が施行され、 日 の変更の審判を受け、 性障害とは、 (性自認)) また、 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向及び性自認 が一致しない状態とされてい 般的に、 戸籍や住民票の性別を変更することができるようになった 自分の産まれ持っ 性同一性障害者であって一定の条件を満たす者につい たからだの性と、 . る。 平成十六年七月には こころの性 る。「L:女性の同性愛者(Lesbian: 性 (自分自身が自分の性 同 性障害者の (平成二十年六月の改 ては、 に関して、 性 性 別 0) 別 取 0

兵庫県教育委員会 こうした性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、 おける人権教育 兵庫県教育委員会では、学校における人権教育を推進していくため、「人権教育基本方 (平成十年三月策定)に基づき、児童生徒用の人権教育資料 理解を深めることが必要である。 (幼稚園・小学校低学年用

学校高学年用 を二十七年に作成し、 校高学年 甪 中学生 中学生用・ 崩 各学校で活用し、 高校生用) 高校生用)』 を作成するとともに を平成二十五年に、 人権教育を深めてい 『いじめを許さない人権教育教材 『「性的マイノリティ」 . る。 に対する正し (小学校低学年 c V 理 解 の た 甪 め に 小

その数は増えている。 また、兵庫県には従来から外国人県民が多く暮らしているが、 外国 人県民の子どもたちにとっては、 言葉の壁、 近年、 グロ 生活習慣や文化の違 「 バ ル化の進展もあり、 c J が ハ 1 ドル さらに に

か 玉 な ることも多く、 人児童生 ない人権教育教材 わ る教 育相 徒 談 0  $\mathbb{H}$ など多文化共生 本語習得や基礎学 新たな人権問 写真 205 いじめを許さない人権教育教 題 材 に 一教育 b 力 つなが 発 改 の ح T 様 に 称 議会 兵庫 な支援 定着を図 0 展 ル 向 事 の L け 県人権教育研究協 業は、 る。 ため (「兵人教」) た た 同 取 年 平 に る こうし 組 か 成二 県内 を 5 日 地 推 の活動 一十年 た問 六 域 本語指導支援推: L 権 地 進 に学ぶ人権学習推 教育啓発紙 題に 区 からは、 め に 十六 て 兵 対応するため、 お 庫 £ \ 13 る。 県 年 県 て人権学習素材 内 を に 人 進校事業」 権 四 (第六章第四 7 兵 進 ようご 市 庫 同 事 町 県 和 兵庫 業 0 教 人 Þ 節 0 権 育 0 県教育委員会では を実施 人権 権 教 研 外 発 の 教育 育 究 国 掘 教育 協 外 研 [人児童生徒 展開 0 究 議 国 収集及び 推 |人県民 協 会 に 進と深る は IJ 議

会 =

ユ

1 لح 成

平

に 0)

か

外



写真 206 さわやか UP 人権~ 高齢者の人権~ (兵 庫県人権教育研究協 議会提供)

を 行 うも 践 学習を 0 で、 進 各 め 地 7 域 13 市 町 間 0 連 携 を 図 ŋ なが 5

て

る。 化

研

究

等

実

践

研

究及

び

実

習 < ブ め ッ に に また、 役立 じんけんスキル ク ĺ じ つ  $\lambda$ 人権 (二十二年)、 け あ ス 6 なたの 丰 ス 丰 ル を高 ブ ル 豊 ッ ブ 『今すぐに ク III ニ め か ッ な人生 るため ク (二十六年) 爭 役立 の 成十三年) た あ め なたの 0 に を、 加 じ 豊かな人生 に 高齢者の 体 んけ 続 験 き 型 2 の ス 今す 権学 丰 0 た

ル

市町に配布し、人権教育の推進に寄与している。

について考えるため『さわやかUP人権~高齢者の人権~』(二十年、二十四年)に発刊するなど兵庫県内の